

要望書

「原子力損害の補完的補償に関する条約(CSC)」締結の方針を撤回してください

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

政府は本日の閣議で「原子力損害の補完的補償に関する条約(CSC)」の承認案と関連法案を決定したと報道されています。この条約は原子力発電所の事故時に賠償責任を事故発生国の原子力事業者にのみ負わせ、原発メーカーを免責する内容であり、貴殿・政府がCSCの締結により原発の輸出を後押ししようとしていることは明白です。

原発の輸出は、相手国とその周辺地域に放射能による深刻な人的被害と環境破壊をもたらす恐れがあります。福島第一原発事故の原因究明もなされていない中、原発の輸出を推進すべきではありません。

私たちは、多年にわたり政府開発援助(ODA)の問題を追及してきた立場から、ODAをはじめとする公的資金を不可欠の原資として行われる原子力関連設備の輸出に反対するものであり、CSC締結の方針を撤回するよう貴殿と日本政府に強く求めます。

とりわけ、重要な輸出先とされるインドには、事故発生時に原子力事業者だけでなく原発メーカーにも賠償リスクを負わせる「原子力損害に関する民事責任法」があります。原発メーカーを免責するCSCの締結は、何よりもインドにおけるこの法的枠組みを骨抜きにしようとするものであり、容認できません。

原発メーカーの免責のほか、CSCに関しては、①原子力事故時の損害項目が限定され、賠償範囲が不当にせばめられる恐れがある、②事故発生国の責任限度額が約468億円に限定され、各国からの拠出金総額もせいぜい数百億円程度と見積られるため、実際に起こり得る損害を到底補償できない、③損害賠償の除斥期間が事故発生後10年と短く、放射線による晩発性被害の危険性を無視している、④損害賠償請求に関する裁判管轄権が事故発生国に限定されるなど、被害者保護の観点から多くの問題が指摘されています。

この条約が原子力事業者と原発メーカーの責任範囲・賠償リスクを局限することを目的としていることは明らかであり、発効した場合、事業者やメーカーにおいて責任ある事故防止の取り組みがおろそかになる恐れがあります。

インドやトルコなど日系原発メーカーの輸出先とされる諸国では、多くの人びとが原子力災害の危険を危惧し、原発の輸入・建設に反対しています。日本においても、日本弁護士連合会や有力な環境保護団体をはじめ、多くの人びとがCSCの締結と原発輸出に反対の声を上げています。こうした内外の批判に耳を傾け、CSCの締結ならびに原発輸出推進の方針を撤回してください。

2014年10月24日

コトパンジャン・ダム被害者住民を支援する会